

金沢市監査公表第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 5 年 9 月 1 日

金沢市監査委員 西尾 昭浩
金沢市監査委員 中村 哲郎
金沢市監査委員 前 誠一
金沢市監査委員 源野 和清

1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和 5 年 7 月 31 日
(2) 措置を講じた局等 企業局お客さまサービス課
(3) 監査結果の公表年月日 平成 26 年 4 月 11 日（平成 26 年監査公表第 11 号）
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>意見（1-35 ページ）</p> <p>ガス・水道併用開閉栓業務委託契約については、正当な理由が無く随意契約が行われており、長期間に渡り、競争原理が働いておらず、改善する必要がある。</p> <p>指摘事項（1-60 ページ）</p> <p>金沢市水洗便所改造資金融資における滞納債権については、債権回収可能性を精査し、貸倒引当金を計上するとともに、通常の債権と同様、適正に管理することが求められる。</p>	<p>ガス・水道開閉栓業務委託については、ガス事業を民間譲渡したことから、水道事業単独での開閉栓業務委託となった。仕様及び入札参加資格要件を見直し、制約付一般競争入札を実施した。</p> <p>令和 4 年 3 月に金沢市財務規則及び金沢市企業局会計規程を改正し、国の取扱いに準じて、私法上の債権について、みなし消滅による不納欠損処分ができる旨を規定するとともに、滞納債権を精査し、債権回収可能性がないものについて、不納欠損処理を行った。今後も債権については、状況に応じて適正に管理していく。</p>